

損益計算書

(単位：百万円)

	平成25年3月期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成26年3月期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
経常収益	25,975	24,874
資金運用収益	21,301	20,315
貸出金利息	17,308	16,103
有価証券利息配当金	3,925	4,121
コールローン利息	31	41
預け金利息	4	14
その他の受入利息	31	35
役務取引等収益	2,828	2,924
受入為替手数料	961	940
その他の役務収益	1,866	1,983
その他業務収益	1,331	1,092
外国為替売買益	9	10
商品有価証券売買益	-	0
国債等債券売却益	1,080	1,079
国債等債券償還益	-	2
その他の業務収益	241	-
その他経常収益	514	541
償却債権取立益	192	101
株式等売却益	119	244
その他の経常収益	203	196
経常費用	24,832	21,431
資金調達費用	1,949	1,943
預金利息	1,657	1,638
譲渡性預金利息	22	28
コールマネー利息	0	0
借入金利息	20	27
社債利息	247	247
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,431	1,433
支払為替手数料	357	358
その他の役務費用	1,073	1,074
その他業務費用	667	897
商品有価証券売買損	0	-
国債等債券売却損	592	216
国債等債券償還損	74	680
営業経費	16,080	15,745
その他経常費用	4,703	1,412
貸倒引当金繰入額	423	454
貸出金償却	211	172
株式等売却損	229	51
株式等償却	2	1
その他の経常費用	3,836	732
経常利益	1,143	3,442
特別利益	-	5
固定資産処分益	-	5
特別損失	29	1,083
固定資産処分損	13	32
減損損失	15	989
退職給付制度改定損	-	61
税引前当期純利益	1,114	2,365
法人税、住民税及び事業税	89	178
法人税等調整額	△ 49	△ 53
法人税等合計	40	125
当期純利益	1,073	2,239

株主資本等変動計算書

平成25年3月期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		自己株式		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	17,700	15,641	8,536	24,178	307	6,075	6,382	△ 1	48,259	
当期変動額										
新株の発行	15,000	15,000		15,000					30,000	
資本金から剰余金への振替	△ 10,000		10,000	10,000					-	
準備金から剰余金への振替		△ 10,000	10,000	-					-	
利益準備金の積立					349	△ 349	-		-	
剰余金の配当						△ 1,749	△ 1,749		△ 1,749	
当期純利益						1,073	1,073		1,073	
自己株式の取得								△ 20,077	△ 20,077	
自己株式の処分			0	0				0	0	
自己株式の消却			△ 20,079	△ 20,079				20,079	-	
土地再評価差額金の取崩						11	11		11	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	5,000	5,000	△ 79	4,920	349	△ 1,014	△ 664	1	9,257	
当期末残高	22,700	20,641	8,457	29,099	657	5,060	5,718	-	57,517	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 149	3,977	3,828	52,087
当期変動額				
新株の発行				30,000
資本金から剰余金への振替				-
準備金から剰余金への振替				-
利益準備金の積立				-
剰余金の配当				△ 1,749
当期純利益				1,073
自己株式の取得				△ 20,077
自己株式の処分				0
自己株式の消却				-
土地再評価差額金の取崩				11
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,658	△ 11	2,647	2,647
当期変動額合計	2,658	△ 11	2,647	11,905
当期末残高	2,509	3,965	6,475	63,992

平成26年3月期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		自己株式		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	22,700	20,641	8,457	29,099	657	5,060	5,718	-	57,517	
当期変動額										
利益準備金の積立					145	△ 145	-		-	
剰余金の配当						△ 729	△ 729		△ 729	
当期純利益						2,239	2,239		2,239	
土地再評価差額金の取崩						533	533		533	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	145	1,897	2,043	-	2,043	
当期末残高	22,700	20,641	8,457	29,099	802	6,958	7,761	-	59,560	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,509	3,965	6,475	63,992
当期変動額				
利益準備金の積立				-
剰余金の配当				△ 729
当期純利益				2,239
土地再評価差額金の取崩				533
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 790	△ 533	△ 1,323	△ 1,323
当期変動額合計	△ 790	△ 533	△ 1,323	720
当期末残高	1,719	3,432	5,152	64,712

財務諸表

Kirayaka Bank

注記事項 (平成26年3月期)

重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：15年～50年
その他：3年～6年
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 繰延資産の処理方法
株式交付費は、3年間の均等償却を行っております。
社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
なお、繰延資産は、その他資産に含めて計上しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,986百万円であります。
- 投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として11年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各発生年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際事業年度から費用処理
会計基準変更時差異（3,546百万円）（代行返上後）：15年による按分額を費用処理しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- ヘッジ会計の方法
(1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグループ間のうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相關関係の検証により有効性の評価をしております。
- 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等が為替変動リスクを軽減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に該当するヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価してお

- ります。
10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
(2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 【表示方法の変更】
前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第63号平成25年9月27日）により改正された「銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。
この結果、前事業年度の貸借対照表において、「その他資産」の「その他の資産」に表示していた2,013百万円は、「前払年金費用」2,013百万円として組み替えております。
また、配当制限に関する注記については、該当する条文が削除されたため、記載しておりません。
なお、以下の事項について、記載を省略しております。
・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
・財務諸表等規則第42条に定める事業用土地の再評価に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
・財務諸表等規則第68条の4に定める一株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
・財務諸表等規則第95条の5の2に定める一株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により記載を省略しております。
・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

1. 貸借対照表関係

(1) 関係会社の株式又は出資金の総額	株式	5,883百万円
(2) 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。	破綻先債権額	1,155百万円
	延滞債権額	22,936百万円
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。		
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。		
(3) 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。	3カ月以上延滞債権額	一百万円
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。		
(4) 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。	貸出条件緩和債権額	3,616百万円
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めのを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。		
(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。	合計額	27,708百万円
なお、上記(2)から(5)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。		
(6) 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。		9,225百万円
(7) 担保に供している資産は次のとおりであります。	担保に供している資産	
	現金預け金	6百万円
	有価証券	40,471百万円
	計	40,478百万円
担保資産に対応する債務		
	預金	1,193百万円
	コールマネー	10,000百万円
	借入金	17,180百万円
上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、次のものを差し入れております。		
有価証券	24,371百万円	
また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		
保証金	514百万円	
(8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで融資を貸付することを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。	融資未実行残高	103,523百万円

うち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）
103,523百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を請じております。

- (9) 有形固定資産の圧縮記帳額
 - 圧縮記帳額 1,685百万円
 - (当該事業年度の圧縮記帳額) (一百万円)
- (10) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
劣後特約付借入金 300百万円
- (11) 社債は、劣後特約付社債であります。
劣後特約付社債 5,800百万円
- (12) 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 9,877百万円
- (13) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 61百万円

2. 有価証券関係

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

子会社株式	5,865百万円
関連会社株式	17百万円
合計	5,883百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

3. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,037百万円
税務上の繰越欠損金	532百万円
退職給付引当金	703百万円
未払確定拠出年金移換額	382百万円
減価償却費の償却超過額	222百万円
会社分割による子会社株式	2,904百万円
その他	1,885百万円
繰延税金資産小計	9,668百万円
評価性引当額	△ 5,089百万円
繰延税金資産合計	4,578百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 810百万円
資産除去費用の資産計上額	△ 5百万円
繰延税金負債合計	△ 816百万円
繰延税金資産の純額	3,762百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	37.75%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.94%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.94%
住民税均等割等	1.26%
評価性引当金の増減	△ 35.06%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正等	5.61%
その他	0.74%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.29%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.75%から35.38%となります。この税率変更により、繰延税金資産は62百万円減少し法人税等調整額は62百万円増加しております。

4. 重要な後発事象

該当事項はありません。